

○宮崎大学フロンティア科学総合研究センター運営委員会規程

〔平成 18 年 3 月 23 日〕
制 定

改正 平成 22 年 9 月 22 日 平成 24 年 3 月 29 日
平成 27 年 2 月 26 日 平成 28 年 3 月 25 日
令和元年 12 月 26 日 令和 3 年 6 月 24 日
令和 4 年 9 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学フロンティア科学総合研究センター規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、宮崎大学フロンティア科学総合研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) フロンティア科学総合研究センター（以下「センター」という。）の運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの研究及び実験支援に関すること。
- (3) センターの教員の人事に関すること。
- (4) センターの予算に関すること。
- (5) センターの中期目標・計画及び評価に関すること。
- (6) その他センターの運営に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（研究・企画担当）
 - (2) センター長
 - (3) 副センター長
 - (4) 各部門長
 - (5) 各分野長
 - (6) 各分室長
 - (7) 専任教授
 - (8) 教育学部、医学部、農学部、地域資源創成学部及び工学教育研究部教授会構成員のうちから選出された者 各 1 人
 - (9) その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第 8 号及び第 9 号に規定する委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第 1 項第 2 号委員をもって充て、副委員長は同項第 3 号委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(議事)

第 5 条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理出席)

第 6 条 委員が事故のため出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 8 条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、研究・産学地域連携推進機構事務部研究推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 宮崎大学フロンティア科学実験総合センター運営協議会規程（平成16年4月1日制定）
- (2) 宮崎大学フロンティア科学実験総合センター生命科学研究部門運営委員会規程（平成16年4月1日制定）
- (3) 宮崎大学フロンティア科学実験総合センター実験支援部門運営委員会規程（平成16年4月1日制定）

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月26日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に選出される教育学部及び地域資源創成学部の委員、相談員又は兼任教員（以下「委員等」という。）の任期の末日は、当該委員等の任期の規定にかかわらず他学部選出の委員等の任期の末日と同じ日とする。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。